

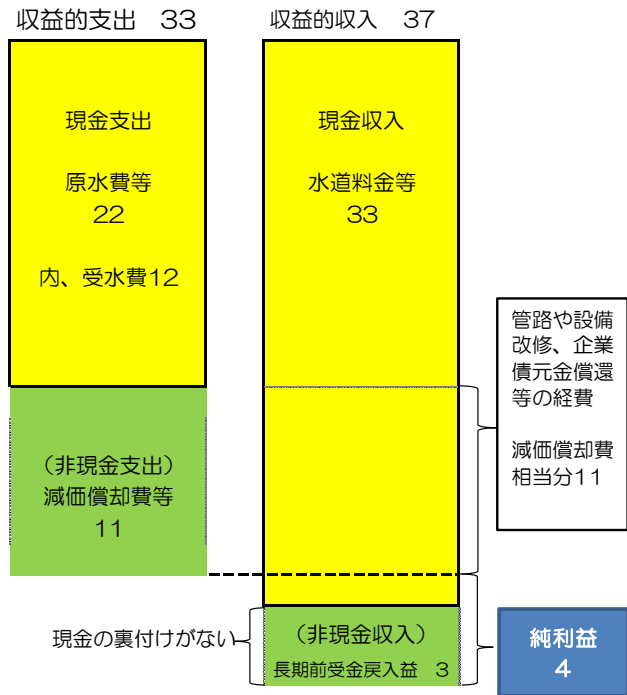
■ 第4回 資料④ 水道事業と下水道事業の財政構造について

水道事業

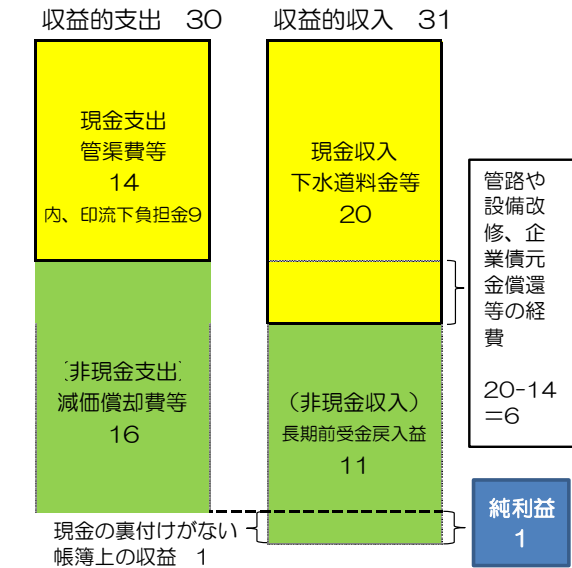
下水道事業

※本資料は水道事業・下水道事業の財政構造を概念的に示したものです。

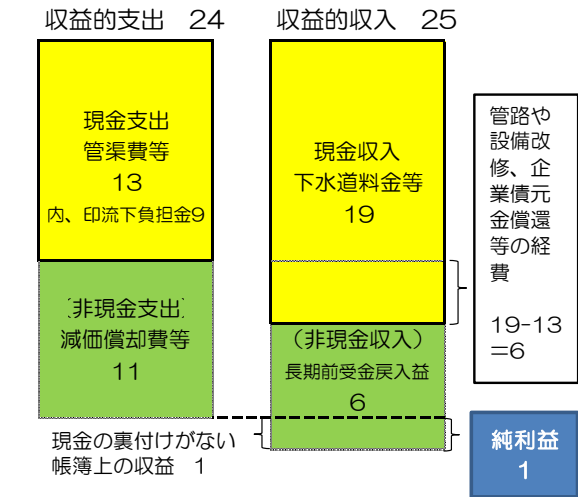
収益37－費用33＝ 利益 4
 ※利益の内、長期前受金戻入による利益3



【下水道事業（汚水＋雨水）】
 収益31－費用30＝ 利益 1
 ※利益は、全額長期前受金戻入によるもの



【下水道事業（汚水のみ）】
 収益25－費用24＝ 利益 1
 ※利益は、全額長期前受金戻入によるもの



第2回資料 「佐倉市水道事業・下水道事業の経営診断の概要について」 (P22)

(4) 減価償却費と長期前受金戻入

- 地方公営企業会計では、補助金等で資産を取得した場合、一般的な企業会計で計上される減価償却費に加え、当該補助金等については、一旦、長期前受金として負債計上したうえで、以後、減価償却見合い分を、順次収益化することとされています。
- 上記のような会計処理は、1年間における的確な損益計算するために行われます。建物や設備などの資産は、長期に渡り企業活動を支えることから、資産取得に伴う収入、支出は単年度の一時的な会計処理ではなく、使用期間に応じ、収入と支出を割り振ることとされています。

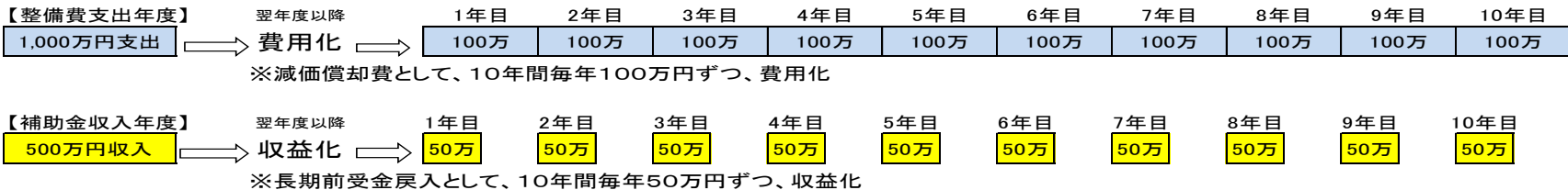
減価償却費とは

- 管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上し、これを減価償却費といいます。つまり減価償却とは、資産の取得に要した経費を、資産の価値の減少に応じて、その使用期間全体に割り振ることです。資産価値の減少は、その都度現金支出は生じないため、あくまでも帳簿上の処理で、費用計上の際に実際の現金支出はありません。

長期前受金戻入とは

- 管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、当該資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて、収益化するものです。つまり、長期前受金戻入とは、減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ることです。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はありません。

1,000万円の資産(耐用年数は10年とする。)を整備するに当たり、500万円の補助金を受けた場合



(出典)佐倉市「地方公営企業会計における減価償却費と長期前受金戻入」より作成